

各部署の現状と今後の展望

構造判定センター 構造計算判定部

1. はじめに

構造判定センターは、2007年4月に発足した、当法人で最も新しいセンターである。1センター1部の組織体制であり、構造計算判定部が構造判定センターを構成する。

2005年に発覚し、日本中に衝撃を与えた耐震偽装事件を契機として建築基準法が改正され、建築確認の厳格化の一環として、構造計算適合性判定制度が創設された。この制度により、ルート3等の高度な構造計算を行う建築物は、建築確認の際に都道府県知事の構造計算適合性判定（以下「構造適判」、「判定」）を受けなければならないこととされた。

実務的には、知事が指定する指定構造計算適合性判定機関（以下「適判機関」）が、構造設計のエキスパートである構造計算適合性判定員（以下「判定員」）により審査を行うことが可能で、全国的にも主流となっている。

当法人は、府県知事の要請を受けて、近畿圏（兵庫県を除く）と西日本をカバーする適判機関として当センターを設立したが、前例のない新制度であり、このような仕組みがうまく運用できるかは予想できなかった。何より、審査にあたる判定員の資格認定が途上であり、その確保が容易ではなかった。構造設計者に対する判定員としての協力要請、判定員への委嘱、判定の依頼者である特定行政庁、確認検査機関との契約、府県知事への機関指定の申請等に奔走し、6月20日、法の施行日を迎えることとなった。このとき当法人を適判機関として指定していたのは14府県であった。

さて、制度の開始前には全国で年間7万件とも予想され、処理できるかどうか危ぶまれた判定の件数は、当初の予想を大きく下回り、現在に至るまで1万件台で推移し、適判機関の経営的な負担になっている。

これは、建築確認の厳格化という法改正の趣旨から、

判定員と設計者の応答のあり方や、申請図書の訂正方法には課題があり、未知の制度に対する設計者の警戒感が拭えず、適判対象とならない構造計算方法が志向されたこと等が要因と考えられ、当センターへの最初の依頼は8月に入ってからであった。判定という新たなステップが生じたことで、建築確認に要する日数が増加したこともあり、2007年から2008年にかけては、判定の円滑化を意図した各種の技術的助言が国土交通省から発出され、新制度を円滑に運用しようとする試みが様々に行われた。

2009年にはリーマンショックの影響で件数が減少したが、適判機関の業務の方法は概ね安定した。円滑化の動きも続き、2010年3月の告示改正によって、建築確認と構造適判の審査が並行して進められることになった。

一方、中国・四国地方などで、指定する適判機関を知事が増やす動きがあり、広域の知事をサポートする体制を取ってきた当法人にとっては、他機関との競争的な側面が生じた。

2. 業務内容と推移

2.1 組織

構造判定センターは、発足当初から一貫して、知事に代わる構造計算適合性判定を行っており、その組織も、現在まで変わらず、審査課と業務課で構成されている。

審査課には機関内部の判定員が所属し、外部判定員とともに構造計算書の審査にあたる。

業務課は申請の受付、通知書の作成を行うほか、国土交通省や知事あての手続き等を担当する。

全国的に見ると、当法人は13ある国土交通大臣指定（後述）の適判機関の一つであり、判定件数は累計で3万件を超え、トップクラスである。当センターのある大阪事務所は、適判機関の拠点として全国でも最大級であ

り、内部判定員に加え、50人余りの外部判定員が所属し、内部判定員と連携して判定する体制であることも特徴となっている。

2.2 建築基準法改正（2015年6月）以降

2015年6月に施行された建築基準法の改正により、構造計算適合性判定の制度は大きく見直された。構造適判は建築確認申請から独立した手続きとされ、特定行政庁や確認検査機関が判定を求めるのではなく、建築主（実態は設計者）が適判機関を選び、申請を行うことになった。2014年度以降の受付件数の推移を図-1に示す。

また、当法人のように2以上の都道府県にまたがって判定を行う機関は、国土交通大臣の指定を受け、各知事から業務を委任される仕組みとなった。これに伴い、知事の委任する適判機関数の増加、委任する建築物の範囲の拡大が進み、適判機関が申請者（建築主・設計者）から選ばれるという競争的側面が一層強くなった。

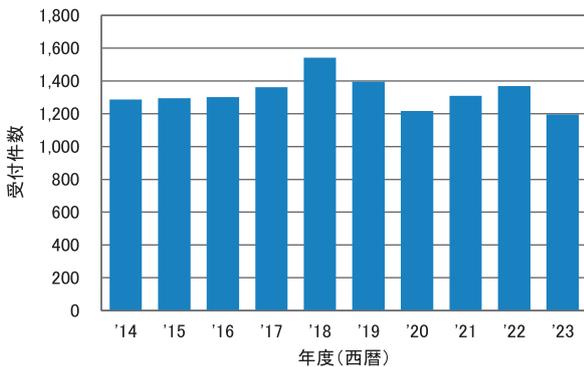


図-1 2014年度以降の受付件数

当法人が当初から指定を受けていた近畿においても、高さや延べ面積等により適判機関の業務範囲が決まっていた状況から、申請者が適判機関を自由に選択できることとなり、設計者の動向が注目されたが、事前審査の導入など各機関が円滑化に向けて努力し、設計者向けの周知に努めた結果、大きな混乱はなく新制度に移行できた。

判定員の資格認定も、新しい検定制度に移行し、3年ごとに検定が行われている。当センターの内部判定員は旧制度で判定員となった者がほとんどであるが、外部判定員については、新制度の判定員にも協力を呼びかけている。

改正法施行時、当法人は移行措置により21府県知事の委任を受けた機関としてスタートした。

約1年後の2016年11月、申請先の拡大を望む設計者の要望もあり、業務区域を拡大した。国土交通大臣から

は日本全域を業務区域とする認可を受け、委任知事数は35道府県となっている（図-2参照）。申請の内訳としては（兵庫県を除く）近畿圏が約90%（図-3参照）、うち大阪府で約50%を占めている。

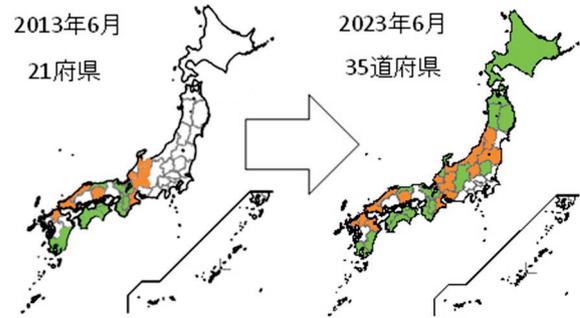


図-2 業務区域の拡大

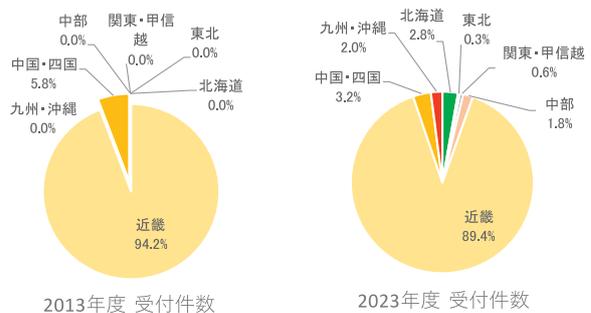


図-3 地域別の件数内訳

耐震偽装事件の再発防止は、審査の厳格化に頼るのではなく、本質的には構造設計者のレベルアップによって実現するべきものである。この認識のもと、当センターでは、審査上のばらつき防止も目的として、構造設計者を含む関係者とともに、判定の指摘事例集の策定、改訂を進めてきた。併せて、申請手続きを円滑化するため、事前審査のデータ受付を早期（2016年）に導入し、申請者の依頼を受けて、適合判定通知書を建築主事・確認検査機関に直接送付するなどの取組みも行っている。

これらの取組みを関係者に広く知ってもらい、また設計者の要望を取り入れてさらなる業務の改善につなげるため、2017年からは特に構造設計者への定期的な訪問を行い、北海道など新たな業務区域、利用者の多い西日本の地域で大小のセミナーを開催するなど広報・営業活動を継続してきた。

3. 今後の取組み

3.1 任意適判

建築確認時に必須の手続きである構造適判とは別に、構造計算について、判定員のようなエキスパートのチェックを受けたいというニーズは、適判機関の創設時からあった。このような建築主、所管行政庁のニーズに答えるため、当センターでは、任意の構造計算適合性判定（以下「任意適判」）を、2009年から実施している（本誌2012年 Vol.37, No.1（147号））。当初は既存不適格建築物への増築の審査が多かったが、これは2015年の法改正で通常の判定に組み込まれたため、現在は仮設建築物や仮使用認定時の構造審査が主になっている。

2025年大阪・関西万博においても、仮設建築物の許可に際して任意適判を取得することが、所管行政庁である大阪市により要請され、これに対応している。建築確認検査課との連携により、確認検査と構造適判のワンストップサービスを行っていることも特徴である。

狭義の任意適判では、新設される建築物の現行法への適合性を審査するが、審査すべき法令基準を明確にすることができれば、既存建築物の改修計画や道路付帯構造物の審査等も可能である。これまでも試験研究センター耐震耐久性調査室と連携した事例があり、今後もセンターの枠にこだわらず、建築主、行政庁、設計者のニーズに対応できるような運用を図っていく。

3.2 電子申請

本申請の電子申請については、押印に替わる電子署名など特有のノウハウが必要なことから、ハウスメーカーを顧客とする確認検査機関が先行し、適判機関は遅れて追従する動きであった。2021年に申請書類の押印が廃止されるなど国土交通省による後押しの条件が整ったことを受けて、当センターでもシステムの開発、規程の整備等の準備を進め、2023年3月に受付を開始した。

電子申請の実施には、セキュリティの確保等の要件が満たされれば、所謂「電子申請システム」は必須ではなく、電子メール等で申請図書を受け取る方法によっても実施が可能である。現在、把握できる範囲に限っても、このような簡易な方法の採用、市販のシステムの導入、申請引受から図書保存まで行えるシステムの自社開発など、電子申請の実施方法は様々である。まだ実施していない機関も多い。

当センターの場合、帳簿機能を備える受付システムと、汎用のクラウドサービスを併用する方法を採用しているが、申請者、機関職員双方の使い勝手、業務の効率向上など今後改善されるべき課題も多い。

各種手続きのデジタル化は、建築確認に限らず、国家的施策であることから、国土交通省では、費用を押さえて建築確認、構造適判の電子申請を可能にする共用システムを開発していると聞く。すでに電子化を進めてきた確認機関、適判機関にとっては今後、共用システムとの共存や接続も課題となる。当センターにおいても引き続き情報の収集に努めている。

3.3 業務体制

2020年初頭からのコロナ禍の下では、リモート会議や在宅勤務が全国で拡大した。当センターにおいても緊急対応として、また継続的な試みとしてこれらに取り組んだ。取組みの中で、対面コミュニケーションの利点も再認識した。

事前審査のデータ提出が定着していたこともあり、判定員の審査作業は在宅勤務に向いていると言える。

設計者との応接、郵送作業を伴う業務課では、出社により事務作業や判定審査のサポートを行っている。

一方、国土交通省の立入検査がリモート化され、委任知事の各種手続きも徐々にオンライン化されてきている。

このような動きは、国土交通大臣の指定要件や知事の委任要件にも変化をもたらすと考えられ、当法人では、適判機関として委任知事、建築主事等、設計者の要請に最大限応えられるような業務体制の整備に努めていく。

これには、さらなるIT活用による業務効率・利便性の向上や、対面コミュニケーション拠点として東京事務所を活用することなどが考えられる。

4. おわりに

構造計算適合性判定制度は、建築確認の厳格化によって誕生したが、ほどなく円滑化に舵を切り、適判機関にとっての競争的環境が徐々に深まる中、電子化・デジタル化の波をかぶって現在に至っている。

機関の立上げから携わってきた者としては、判定員がどこにいるのかもわからず、業務が成り立つのが不明だった時期から、関係者の努力・協力で今日に至り、建築確認の一環として定着を見ていることに感慨を覚える。

一方で、耐震偽装事件を知らない構造設計者も増えてきた。国土交通省や都道府県、適判機関の担当者の認識も、当然のことながら変わっていく。

今後も、安定的な経営を維持しつつ、公正・的確な審査と円滑な建築確認手続きを実現するための探索と努力を継続していく。

（構造計算判定部長 中野大樹）